

防災計画修正に伴う市民意見募集の実施について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

本市では、横浜市防災計画「風水害等対策編」について、水防法等の一部を改正する法律や避難勧告等に関するガイドラインの改定、最近の災害を踏まえた対策や横浜市各区局の取組など、所要の修正を進めています。

そこで、計画の修正にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、市民意見募集を実施しますのでお知らせします。

【市民意見募集の概要】

- 1 パンフレット
『～横浜市の災害対策について～皆様のご意見をお寄せください!!』
(別添のとおり)
- 2 意見募集期間
平成 30 年 10 月 1 日 (月) ～11 月 2 日 (金)
- 3 意見提出方法
パンフレットに印刷した葉書の郵送、Eメール又は F A X
- 4 その他
 - (1) パンフレットは区役所、市民情報センター等で配布し、本市ホームページでも公開します。
 - (2) 広報よこはま 10 月号でお知らせするほか、記者発表も行う予定です。

【参考】スケジュール (予定)

30 年 9 月	○ 記者発表予定
10 月	○ 修正案の市民意見募集を実施【募集期間：10 月 1 日 (月) ～11 月 2 日 (金)】 ○ 広報よこはま 10 月号掲載予定
11 月	○ 危機管理推進会議で修正原案を確定
12 月	○ 関係機関等への最終確認照会 ○ 修正案を市会に報告
31 年 1 月	○ 防災会議で修正案を審議
2 月	○ 県知事報告
4 月	○ 新計画運用開始 (予定)

担当：総務局危機管理室危機対処計画課
課長 宇多 TEL671-4095
担当係長 石川 TEL671-4096
担当係長 小林 TEL671-4359

～横浜市の災害対策について～

皆様のご意見をお寄せください！！

防災計画（風水害等対策編）修正に対するご意見をお寄せください

本市では、地震や津波による災害への対策を定めた「震災対策編」、台風等による洪水、崖崩れや雪害等への対策を定めた「風水害等対策編」、大規模な事故や火災等への対策を定めた「都市災害対策編」の3編の防災計画を策定しており、今年度は「風水害等対策編」の修正を検討しています。

計画の修正にあたり、市民の皆様のご意見をお寄せください。

■ 意見募集の送付方法

下記のお問合せ先まで郵送、Eメール又はFAXのいずれかにより提出してください。郵送で提出される場合は、下のはがきを切り取り、送付してください（切手不要）。

なお、いただいたご意見個々への回答はいたしませんのでご了承ください。

■ 意見募集期間

平成30年10月1日（月）～11月2日（金）

■ お問合せ先

横浜市総務局危機管理室危機対処計画課

TEL：045-671-4359 FAX：045-641-1677

Eメール：so-kikitaisho@city.yokohama.jp

■ 現行の横浜市防災計画「風水害等対策編」について

市民情報センター（市庁舎1階）又は横浜市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/keikaku/keikaku.html>

郵便はがき	231 - 8790 017	横浜市中区港町1-1 横浜市役所5階	横浜市総務局危機対処計画課 横浜市防災計画担当 行	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 年齢 <input type="checkbox"/> 代 <input type="checkbox"/> 区 お住まいの区
料金受取人私郵便	横浜港局 承認 4437	差出人有効期限 平成30年12月 1日まで		※ご記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

横浜市防災計画（風水害等対策編）の主な修正内容

- 水防法等の一部を改正する法律や、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い修正を行います。
- 前回修正（平成27年度）以降に発生した風水害等を踏まえた対策や横浜市各区局の取組など、所要の修正を行います。

■災害に強い人・地域づくりの推進 ～要援護者等の対策強化～

- 水防法等の一部を改正する法律が施行され、洪水又は土砂災害のリスクが高い地域における高齢者施設などの要援護者施設に対し、円滑で迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「避難確保計画の作成」と「訓練の実施」が義務化されました。この法改正に伴い、本市防災計画に、施設管理者等は計画の報告と作成した計画に基づいた訓練を実施する必要があることを明記します。

■わかりやすい避難行動の伝達 ～「逃げ遅れゼロ」の実現～

- 平成28年台風10号による水害では、従来の避難勧告等の発令（避難準備情報や避難指示等）が、適切な避難行動につながりにくいことが課題となりました。これを踏まえ、国の避難勧告等に関するガイドラインが改定され、よりわかりやすく迅速な避難行動を促す表現となりましたので、本市の防災計画にも修正内容を反映します。

	例：避難判断水位に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 等	例：越水・溢水のおそれがある場合 等
現行計画	避難準備情報	避難指示
新計画	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難指示（ 緊急 ）

※なお、いただいた意見個々への回答は致しませんのでご了承ください。

「意見をお書きください。」

意見記入欄